

概要（事前分析表（案）のポイント）

施策目標Ⅵ-2-1

若年者や就職氷河期世代に対して
段階に応じた職業キャリア支援を講ずること

確認すべき主な事項（事前分析表）

背景・課題について	
1	施策目標の実現に向けて、どのような課題があるかを過不足なく記載できているか。 （注1）課題の分析に漏れがあると、その後続く、達成目標の設定が不十分となる可能性あり。
達成目標について	
2	課題に対応した達成目標を設定できているか。
3	施策目標の実現に向け、適切にブレイクダウンできているか、抽象的なものとなっていないか。 （注2）達成目標に含まれる内容が多すぎる場合は、適宜分割をすることも要検討。
測定指標、参考指標について	
4	達成目標の進捗度合いを測定する指標として、合理的な指標が設定されているか（達成目標と測定指標の関係性は明確か）。
5	測定指標はアウトプットとアウトカムの双方が設定されているか。 （注3）最終的なアウトカムだけでなく、アウトプットと直接的な関係性のある短期的なアウトカムや、最終的なアウトカムを実現するための中期的なアウトカムを設定することが望ましい。
6	測定指標のうち「主要な指標」とそれ以外の指標が区分されているか。また、「主要な指標」とする理由は明確で、適切に選定されているか。
7	当該年度の目標値が記載されているか。
8	目標値は過年度実績や最終目標年度の目標値を踏まえ、適切な水準に設定されているか。
9	目標値を設定することは困難だが、実績値を経年的に把握することで、評価の参考となる情報について、参考指標として設定されているか。
達成手段について	
10	測定指標と関連する達成手段数が0となっていないか。
11	達成目標と関連する達成手段が多数になっているなど、達成目標と達成手段との関係が複雑な構造となっていないか。（注2）参照

【概要】令和7年度事前分析表（案）（施策目標Ⅵ-2-1）

基本目標Ⅵ：労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策大目標2：個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること

施策目標1：若年者や就職氷河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること

現状（背景）

- ・ 15歳～49歳の無業者（就労しておらず、家事も通学もしていない者）の推計は、直近10年において120万人前後で推移。
- ・ これらの若年無業者等の就労を支援することは、若者等の自立の可能性を広げるだけでなく、経済的に自立させ地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育て、人口減少社会の中で産業の成長を実現していくために重要。
- ・ そのため、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和45年法律第98号）に基づき、「地域若者サポートステーション（サポステ）」を、令和7年度においては全国179か所（予定）に設置し、地方公共団体と協働し、就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）の職業的自立に向けた就労支援を実施。

課題 1

- ・ 若年無業者等に対し、就職・正社員化の実現、多様な社会参加の実現に向けて支援をしていく必要がある。
- ・ 若年無業者等の職業的自立を支援するためには、基本的な職業能力の開発にとどまらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要であり、こうした支援は各人の置かれた状況に応じて個別に行う必要がある。

達成目標1

地域若者サポートステーション事業において、若年無業者等の職業的自立に向けた支援を実施し、より多くの若者等を就労につなげる。

【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 1 地域若者サポートステーションの総利用件数（相談件数＋セミナー受講者数）（アウトプット）
- 2 地域若者サポートステーションにおける就職等率（アウトカム）**
- 3 地域若者サポートステーションの支援を受けた者に対して行う満足度調査において、満足と回答した者の割合（アウトカム）

課題 2

- ・ 若年無業者等の職業的自立を支援するためには、一度限りの支援にとどまらず、継続的に行うことが重要である。

達成目標2

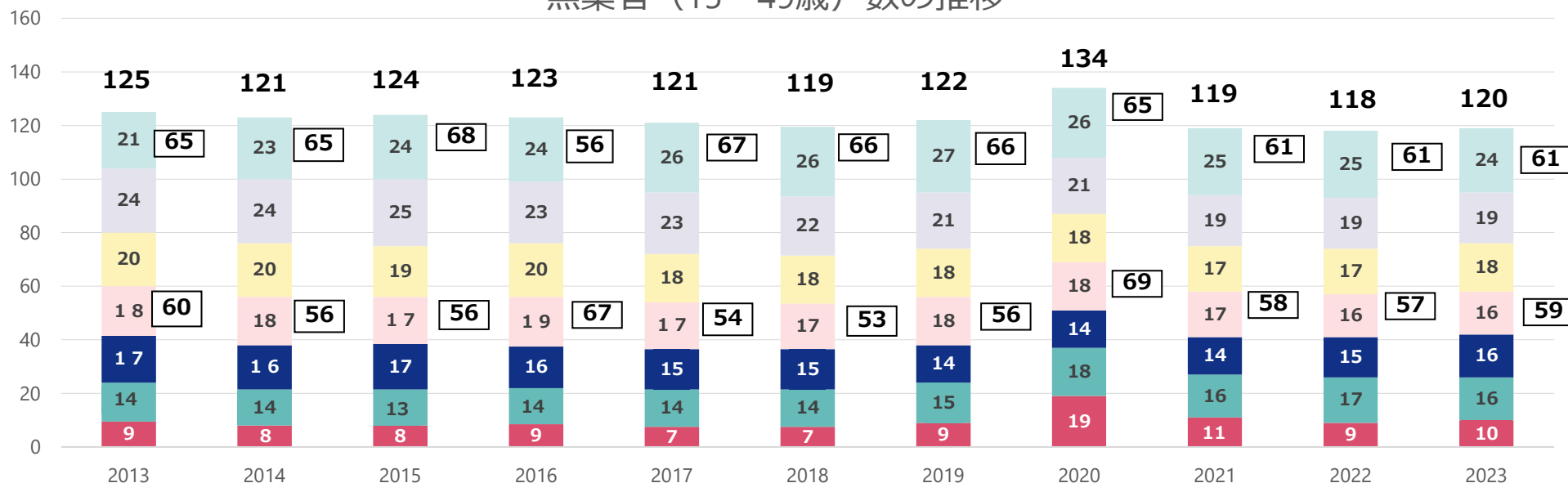
地域若者サポートステーション事業において、支援を受けた者の就職後の定着・ステップアップを推進する。

- 4 地域若者サポートステーションにおける定着・ステップアップ支援を受けた者のうち、就職後6か月経過時点で就労している者の割合（アウトカム）**

無業者（15～49歳）数の推移

- 15～49歳の無業者の数は、110～130万人台で推移〔2023年（令和5年）120万人（前年比2万人増）〕。
- 35～49歳の無業者の数は、60万人程度。

無業者（15～49歳）数の推移



（資料出所） 総務省統計局「労働力調査」

■ 15～19歳 ■ 20～24歳 ■ 25～29歳 ■ 30～34歳 ■ 35～39歳 ■ 40～44歳 ■ 45～49歳

（注1） 「ニート」の定義は、15歳～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

（注2） 統計処理の関係上、年齢区分毎の数値とその合計数が一致しないことがあり得るもの。

（注3） 東日本大震災の影響により岩手県、宮城県、福島県を除く。

（注4） 2017年（平成29年）1月結果からは、算出の基礎となるベンチマーク人口を、2010年国勢調査結果を基準とする推計人口（旧基準）から2015年国勢調査結果を基準とする推計人口（新基準）に切り替えた。これに伴い2010年（平成22年）から2016年（平成28年）までの数値については、新基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値に置き換えて掲載した。

（注5） 2020年（令和2年）は対前年12万人増となっているが、年齢階級別・月別数を見ると、25～34歳はおおむね変化が無いものの、2020年3～6月に限って15～24歳の比較的若い年代が大きく増加している。これは、同年3月の学校の一斉休校や4、5月の緊急事態宣言の発令等を受け、当該年代が通学等できなかった影響により一時的に増加したものと考えられる。

令和7年度当初予算案 47億円 (46億円) ※()内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算 4.8億円

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	8/10			2/10

1 事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

2 事業概要等

実施主体

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。令和7年度179か所（予定。全都道府県に設置）。

支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、個別の支援計画を作成。
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラムを実施。
- オンラインによる個別相談等も可能。
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援を実施（学校と連携した支援）。
- OJTとOFF-JTを組み合わせた職場体験プログラムを実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- 合宿形式を含めた集中訓練プログラムを実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談を実施。
- 地域の関係機関（福祉機関等）とネットワークを形成し、連携（必要に応じて相互にリファー）。



就職等者数
12,255人
(令和5年度)

就職等率
(=就職等者数/新規登録者数)
71.7%
(令和5年度)

総利用件数
491,394件
(令和5年度)

新規登録者数
17,096人
(令和5年度)

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）（抄）

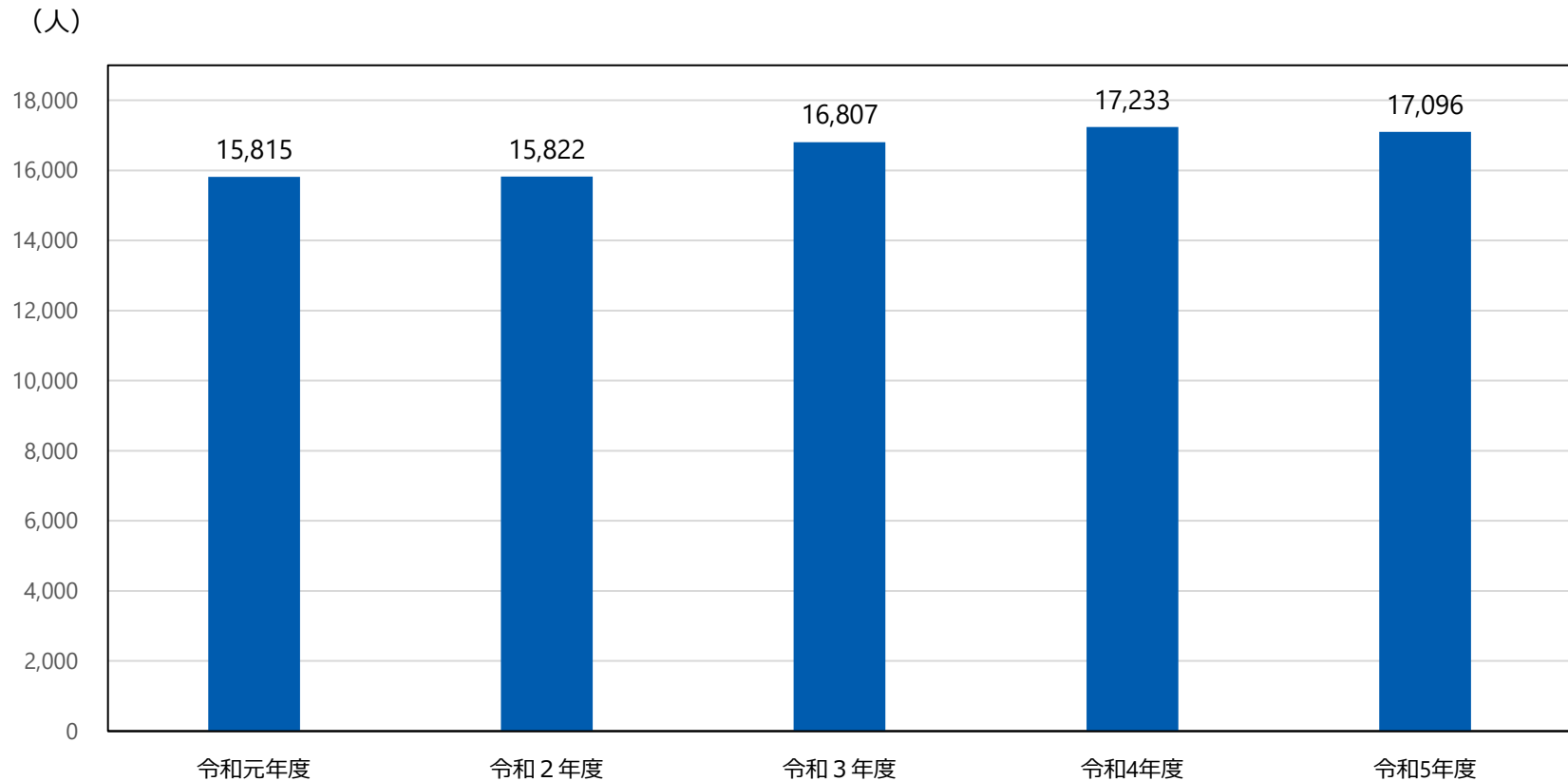
（職業生活における自立の促進）

第二十三条 国は、就業、修学及び職業訓練の受講のいずれもしていない青少年であつて、職業生活を円滑に営む上での困難を有するもの（次条及び第二十五条において「無業青少年」という。）に対し、その特性に応じた適職の選択その他の職業生活に関する相談の機会の提供、職業生活における自立を支援するための施設の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第二十四条 地方公共団体は、前条の国の措置と相まって、地域の実情に応じ、無業青少年の職業生活における自立を促進するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

地域若者サポートステーションの新規登録者数の推移

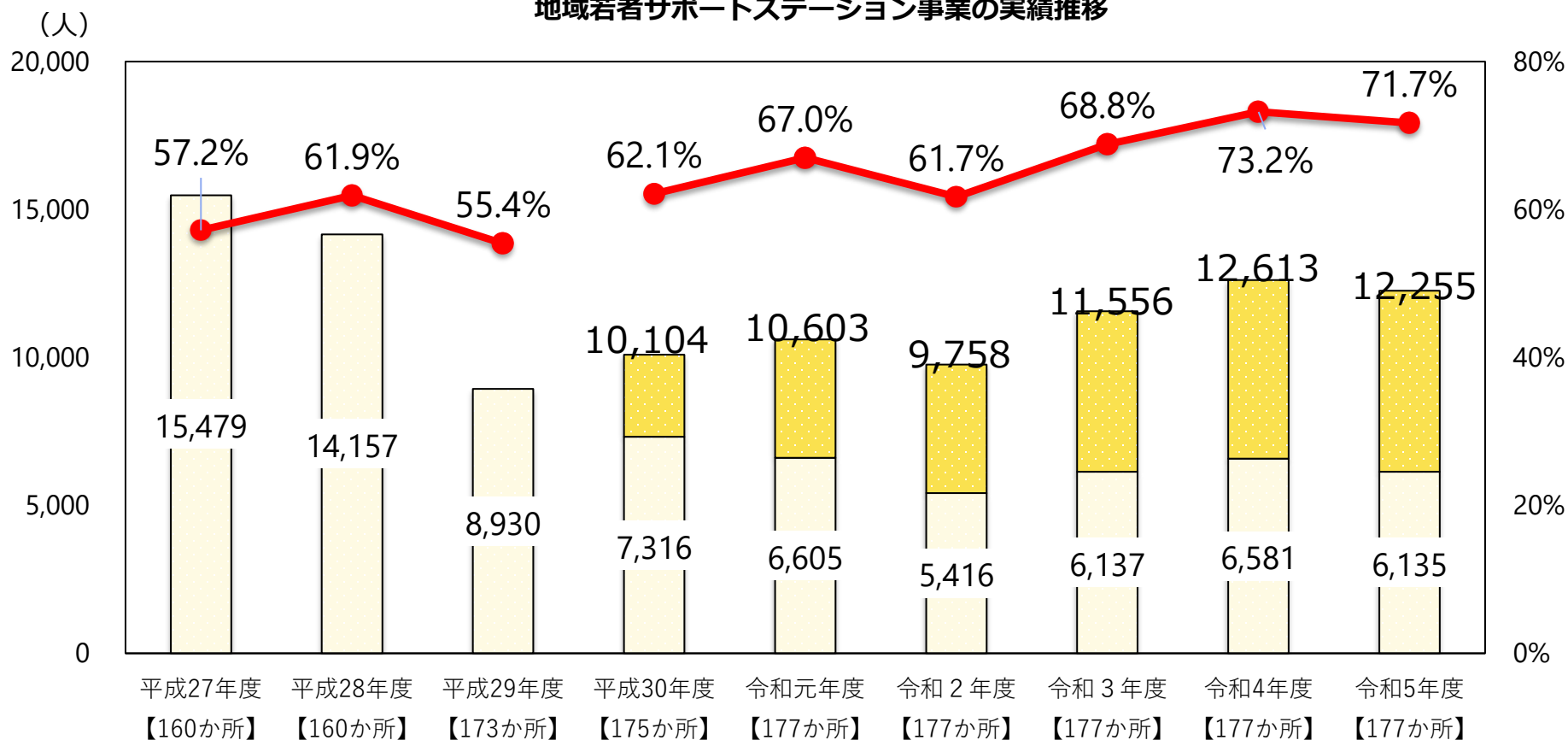
【新規登録者数】



(資料出所) 地域若者サポートステーションによる業務報告に基づき人材開発統括官付参事官室（若年者・キャリア形成支援担当）で作成。

地域若者サポートステーション事業における就職等率・就職等者数の推移

地域若者サポートステーション事業の実績推移



うち就職者数
 就職等者数
 就職率（就職者数/登録者数）
 就職等率（就職等者数/登録者数）30年度～

(資料出所) 地域若者サポートステーションによる業務報告に基づき人材開発統括官付参事官室（若年者・キャリア形成支援担当）で作成。
 (注1) 平成27年度より、「就職者」について雇用保険被保険者になり得る就職者に限定。
 (注2) 平成29年度より、雇用保険被保険者就職であることを書類により確認できる場合に限定。
 (注3) 平成30年度より、「就職等」とし、雇用保険被保険者となることが見込まれる就職及び公的職業訓練スキームへの移行も含めて評価。